

令和2年9月 坂井市農業委員会 定例総会議事録

1. 開催日時 令和2年9月28日(月) 午後2時30分

2. 開催場所 東十郷コミュニティセンター 2階 視聴覚室

3. 出席委員 18名(番号は議席番号)

1番 本田 雄揮	2番 高山 重則	3番 加藤 昭治
4番 (欠員)	5番 清兼 義靖	6番 飛田 俊朗
7番 濱中 憲雄	8番 三寺 總左エ門	9番 南出 直美
10番 大川 勝利	11番 西端 勲	12番 岡田 幸夫
13番 伊藤 宏実	14番 藤田 一元	15番 田中 正信
16番 中垣内 勇夫	17番 西端 和雄	18番 伊藤 勉
19番 森 勝義		

4. 欠席委員 0名

5. 出席者

(農業委員会事務局)

局長 池本 成輝

書記 上野 貴史

(農業振興課)

主事 小林 勇成

次長 西出 政男

書記 伊藤 正則

書記 小林 一裕

6. 提出議案

議案第24号 農地の競売(公売)参加に係る買受適格証明願の意見審議について

議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について

議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について

議案第27号 現況証明願について

議案第28号 非農地証明について

議案第29号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の意見審議について

議案第30号 農用地利用集積計画の決定について

議案第31号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見審議について

報告第6号 地目変更(畑地転換)届の報告について

7. 議事録署名人

3番 加藤 昭治

17番 西端 和雄

事務局長

令和 2 年 9 月坂井市農業委員会総会を開会させていただきます。只今の出席委員数は 18 名です。よって、本会議は委員の過半数にご出席いただいておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、総会の議事録作成の都合上、委員の皆様方がご発言される場合には議席番号と氏名をおっしゃってからご発言をお願いいたします。それでは、森会長がご挨拶申し上げます。

森会長

<会長挨拶>

事務局長

それでは、会議の議長でございますが、坂井市農業委員会会議規則第 5 条によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、森会長をお願いいたします。

議長

はじめに議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に 3 番 加藤委員、17 番 西端和雄委員を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

議案第 24 号「農地の競売参加に係る買受適格証明願の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

<説明> 議案第 24 号「農地の競売参加に係る買受適格証明願の意見審議について」をご説明させていただきます。

件数は 2 件ですが、どちらも坂井市納税課の公売ということになります。入札日が令和 2 年 6 月 30 日、売却決定は令和 2 年 10 月 7 日です。それでは説明に入ります。

整理番号 1 番、出願人は三国町下野 ○○さん、経営面積が 369 アール、申請地は三国町下野、田、3,000 m²です。

続きまして、整理番号 2 番、出願人は三国町黒目 ○○さん、経営面積が 80 アール、申請地は三国町黒目、畑、2 筆、合計面積 1,163 m²です。

以上 2 件につきまして、ご審議をお願いいたします。

議長

この件について、皆様のご意見を伺います。

ご意見、ございませんか。

議長

意見が無いと認めます。

それでは、お諮りいたします。

議案第 24 号は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

委員

<各委員> 異議なしの声

議長

異議がないと認めます。

議案第 24 号「農地の競売参加に係る買受適格証明願の意見審議について」は原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第 25 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

<説明> では、議案第 25 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の意見審議について」をご説明させていただきます。

整理番号 28 番、申請地は三国町加戸、畑、3,663 m²ほか 5 筆、合計面積 21,691 m²です。譲渡人は越前市 ○○さんです。譲受人は三国町加戸 ○○さんに売買により所有権移転するものです。許可後の経営面積は 1,302 アールです。

整理番号 29 番、申請地は丸岡町大森、田、183 m²です。譲渡人は丸岡町野中山王 ○○さんから譲受人 丸岡町山崎三ヶ ○○さんに売買により所有権移転するものです。許可後の経営面積は 3,295 アールです。

整理番号 30 番、申請地は坂井町東荒井、田、4,230 m²です。譲渡人は大阪市旭区中宮 ○○さんから譲受人 坂井町東荒井 ○○さんに贈与により所有権移転を行うものです。許可後の経営面積は 3,385 アールです。

整理番号 31 番、申請地は坂井町東荒井、畑、195 m²ほか 6 筆、合計面積 5,159 m²です。譲渡人は福井市湊町 ○○さんから譲受人 坂井町東荒井 ○○さんに贈与により所有権移転を行うものです。許可後の経営面積は 3,385 アールです。以上 4 件、ご審議をお願いいたします。

議 長

それでは皆様のご意見を伺います。
ご意見、ございませんか。

議 長

無ければ、お諮りいたします。
議案第 25 号は、許可することに決定してよろしいでしょうか。

委 員

<各委員> 異議なしの声

議 長

異議がないと認めます。
議案第 25 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の意見審議について」は許可することに決定いたしました。

次に、議案第 26 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

<説 明> それでは、議案第 26 号、農地法第 5 条の規定によります許可申請の意見審議について、9 月は 7 件ございます。

まず、整理番号 37 番、賃借権設定の案件でございます。借人は春江町藤鷲塚 (株)ナカテック、貸人は春江町藤鷲塚 ○○さんです。申請地は春江町藤鷲塚、登記地目田、現況畑、1,480 m²のうち 32.97 m²です。目的は工場敷地の拡張です。(始末書の提出あり)

次に、整理番号 38 番、所有権移転の案件です。譲受人は坂井町下関 社会福祉法人 坂井福祉会、譲渡人は坂井町下関 ○○さん。場所は坂井町下関、田、面積 3,650 m²です。目的は介護老人福祉施設の建設です。

続いて、整理番号 39 番、所有権移転の案件です。譲受人は春江町中筋 ○○さん。譲渡人は春江町中筋 ○○さん、○○さんです。場所は春江町中筋 3 筆、合計面積 460 m²です。目的は住宅建築として転用を行うものです。

続いて、整理番号 40 番、賃借権設定の案件でございます。借人は丸岡町小黒 アルテック新材料(株)、貸人は丸岡町小黒 ○○さんです。場所は丸岡町小黒 3 筆、合計面積 4,635 m²です。目的は駐車場整備・搬入車両待機場です。

次に、整理番号 41 番、所有権移転の案件です。譲受人は三国町米納津 ○○さん。譲渡人は三国町米納津 ○○さん。場所は三国町黒目、畑、面積 494 m²です。目的は住宅建築です。

続いて、整理番号 42 番、所有権移転の案件です。譲受人は春江町江留中 エクスラボ(株)、譲渡人は丸岡町下安田 ○○さんです。場所は丸岡町下安田、面積 1,710 m²です。目的は共同住宅建築として転用を行うものです。

最後に、整理番号 43 番、所有権移転の案件です。譲受人は丸岡町舟寄 (株)レイホク、譲渡人は丸岡町今福 ○○さんです。場所は丸岡町今福、面積 760 m²です。目的は宅地造成として転用を行うものです。

以上 7 件につきまして、ご審議の程をお願いいたします。

議 長

この議案につきましては、現地調査を行っておりますので、その報告をお願いいたします。整理番号 37 番と 39 番を 17 番 西端和雄委員、お願いいたします。

西端和雄委員	<p>17番、西端です。整理番号37番、賃借権設定の案件で、当時の工場建設に係る敷地面積の1/2要件を満たす必要性から現在に至り、面積32.97㎡と小面積でもあることから致し方無いと思います。</p> <p>それから整理番号39番につきましては、北・西側は道路、東・南側は畑に囲まれた3種農地です。公共下水道も市道に埋設されており、雨水につきましても、農業排水路に排水する予定です。特段問題はないと思われしますので、よろしくお願いします。</p>
議 長	次に、整理番号38番と41番を16番 中垣内委員、お願いします。
中垣内委員	<p>16番、中垣内です。整理番号38番の案件ですが、申請地の西側は水田で境界にL型擁壁を布設し、雨水排水は南側の農業排水路へ、また排水の法面等には草対策としてコンクリートを打設します。農業への影響は少ないと考えます。</p> <p>それから整理番号41番、申請地の周囲は畑と宅地で、申請地内には公共下水道の柵が既に設置されていました。また、敷地内には面積基準を満たした農舎が建っていました。2案件とも特に問題はないことを確認して参りました。</p>
議 長	次に、整理番号40番を15番 田中委員、お願いします。
田中委員	<p>15番、田中です。整理番号40番の件に関してですが、申請地は西・東側の工場等の建物に挟まれた農地です。当転用計画では大型の車両が既存の用水路を横断することからその対策を講じるよう申し添えておきました。また、隣接する道路は市道であることから市と協議することも言っておきました。隣接する南側の農業排水路に関しては土間コンクリートをしますので、問題はないと思います。ご審議の程お願いいたします。</p>
議 長	次に、整理番号42番と43番を14番 藤田委員、お願いします。
藤田委員	<p>14番、藤田です。整理番号42番、申請地は上安田区の東側に位置し、国道から30m程の距離にあります。西側は住宅敷地に、東側は工場敷地に隣接する農地です。南側は県道に接し、申請地には公共下水道の汚水柵が設置されている状況です。雨水排水に関しては、西側と東側に側溝を布設し、北側の農業排水路に流す計画です。また、排水路の土手には防草対策としてコンクリートを打設する計画です。当計画は農地に接していないことから認めてもやむを得ないものと考えます。</p> <p>次に、整理番号43番、申請地は高椋小学校から約300mのところにある農地です。宅地造成3区画のうち南側1区画は西側排水路へ、北側2区画は接する道路に沿って門型側溝を布設し、雨水排水する計画です。また、西・南・東側にはL型擁壁を布設します。また、西側水路の土手にはコンクリートを施工し、管理を容易にするとのことでしたので、何ら問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願いします。</p>
議 長	続きまして、地元委員のご意見を伺います。整理番号37番を11番 西端勲委員お願いします。
西端勲委員	<p>11番、西端です。整理番号37番につきましては、事務局の説明並びに現地を確認されました委員さんの言うとおりで何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いします。</p>
議 長	次に、整理番号38番を13番 伊藤宏実委員お願いします。
伊藤宏実委員	<p>13番、伊藤です。坂井町下関の通称「豊楽園」（老人福祉施設）につきましては、敷地の東側にあります既存の建物は取壊して駐車場に整備し、新たに今回の申請地を含めた敷地西側に駐車場と建物を建てる計画で</p>

す。隣地農地の境界には L 型擁壁を布設し、南側排水路の犬走りはコンクリートで整備し、雨水処理も適切だと思いますので、ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長 続きまして、整理番号 39 番を 15 番 田中委員お願ひします。

田中委員 15 番、田中です。現地確認をされました委員の説明のとおりで、周囲は宅地化されており、特に問題はないと思いますので、よろしくお願ひします。

議 長 次に、整理番号 40 番を 2 番 高山委員お願ひします。

高山委員 2 番 高山です。整理番号 40 番の案件の場所は、50 年程前に高速道路の建設と併せて本地区が区画整理事業を行った頃から工場誘致をする土地利用の計画区域で、今日に至っていますので是非、認めていただきたいです。よろしくお願ひします。

議 長 次に、整理番号 41 番を 7 番 濱中委員お願ひします。

濱中委員 7 番、濱中です。整理番号 41 番ですが、先程の事務局の説明並びに現地確認をされました委員さんの言うとおりでございますので、よろしくお願ひします。

議 長 次の整理番号 42 番を 19 番 私の方から申し上げます。

森会長 整理番号 42 番につきましては、現地に行かれた藤田委員さんの言われたとおりでございます。また、このような形になったのも、地元の関係機関と協議したものですので、何ら問題はないと思いますので、ご審議お願ひします。

議 長 次に、整理番号 43 番を 1 番 本田委員お願ひします。

本田委員 1 番、本田です。整理番号 43 番、現地を視察された委員さんの説明のとおり、問題はないと思いますので、ご審議よろしくお願ひします。

議 長 それでは、この件につきましてご意見を伺います。
ご意見ございませんか。

議 長 なければ、お諮りいたします。
議案第 26 号は許可相当と認め、意見決定してよろしいでしょうか。

委 員 <各委員> 異議なしの声

議 長 異議がないと認めます。
議案第 26 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見審議について」は許可相当と認め、意見決定いたしました。

議 長 次に、議案第 27 号「現況証明願について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 <説 明>議案第 27 号「現況証明願について」、今月は 1 件ございます。

整理番号 7 番、出願人は丸岡町上安田 ○○さんです。所在は丸岡町上安田、登記地目田、136 ㎡です。登記地目変更のため現況証明願いが出ています。現況に至った経緯は、昭和 30 年頃から農協が倉庫敷地として利用し、現在に至っています。今後の当該敷地の売却については未定とのことです。以上、1 件につきましてご審議のほど、お願ひいたします。

議 長 それでは、この案件につきましても現地確認を行っておりますので、その報告をお願ひいたします。
整理番号 7 番を 14 番 藤田委員、お願ひします。

藤田委員	14番、藤田です。整理番号7番、先程の事務局の説明のとおりで、農協の倉庫が敷地西側にかかって建っていました。残りの敷地南側の一部はアスファルト舗装、東・北側は砂利舗装でした。よって、農地とは認められない状況でした。以上、ご協議のほどお願いいたします。
議 長	続きまして、地元委員として、私の方から説明させていただきます。
森会長	今ほど、事務局並びに藤田委員の方から報告のあったとおり、現在倉庫として活用されているものでございます。現況証明願いについては、何ら問題はないと思いますので、宜しくお願い致します。
議 長	本議案に対するご意見を伺います。 ご意見、ございませんか。 なければ、お諮りします。議案第27号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
委 員	<各委員> 異議なしの声
議 長	異議がないと認めます。 議案第27号「現況証明願について」は、原案のとおり承認いたしました。 次に、議案第28号「非農地証明について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	<説 明>議案第28号「非農地証明について」、今月、1件ございます。 整理番号1番、出願人は東京都杉並区阿佐谷南 ○○さんです。場所は丸岡町上竹田、台帳地目畑、面積1,018㎡です。こちらは、福井県森林整備計画の対象森林に編入し、森林環境保全直接支援事業の対象区域とするためです。以上、1件につきましてご審議のほど、お願いいたします。
議 長	現地確認を行っておりますので、その報告をお願いいたします。 整理番号1番を15番 田中委員、お願いします。
田中委員	15番、田中です。現地確認の日は雨が強く降り、林道を通ることは危険と判断し途中で引き返しています。そのなかで行政書士の方のお話では、管理はすべて森林組合の方にお任せしているとのことでした。また、土地の境界に関しても杭が設置され、明確とのことでした。今後、森林として取り扱っていききたいとのことで、致し方ないかと思えます。
議 長	続きまして、地元委員のご意見を伺います。 整理番号1番を2番 高山委員、お願いします。
高山委員	2番、高山です。整理番号1番の案件でございます。申請地は旧竹田村時代に谷から降りてきた方が田畑を残してきたことによるもので、森林として認めていただきたいです。
議 長	それでは、皆様のご意見を伺います。 ご意見、ございませんか。
議 長	なければ、お諮りします。 議案第28号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
委 員	<各委員> 異議なしの声
議 長	異議がないと認めます。 議案第28号「非農地証明について」は、原案のとおり承認いたしました。 次に、議案第29号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 29 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願の意見審議について」をご説明させていただきます。

出願人は坂井町御油田 ○○さん。父親から相続して、所有農地計 17 筆の 18,959 m²について納税猶予を受けたいということで、証明願の提出がありました。こちらの農地はすべて農地中間管理機構に貸し付けを行い、地元の農事組合法人に現在も貸し付けを行っているところです。今後についても、継続して特定の貸し付けを行っていくことになっています。以上、ご審議をお願い致します。

議 長

それでは、皆様のご意見を伺います。
ご意見、ございませんか。

議 長

なければ、お諮りします。議案第 29 号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

委 員

<各委員> 異議なしの声

議 長

異議がないと認めます。

議案第 29 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願の意見審議について」は、原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第 30 号「農用地利用集積計画の決定について」及び議案第 31 号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見審議について」の 2 議案を関連がございますので、一括して議題といたします。農業振興課の説明を求めます。

農業振興課

<説 明> 議案第 30 号「農用地利用集積計画の決定について」、併せて議案第 31 号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見審議について」をご説明させていただきます。

今回、利用権設定を受ける者、いわゆる借り手側は 18 名、利用権設定をする者、いわゆる貸し手側は 41 名となっております。次に、その利用権設定面積は (1) 賃貸借の部、田、新規計 90 筆、160,595 m²、田の更新が計 10 筆、12,562 m²、畑、新規 18 筆、38,934 m²、畑、更新はゼロ、以上より田畑合わせまして 118 筆、212,091 m²です。続いて、使用貸借権の部、田が 1 筆、460 m²です。以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長

本議案に対するご意見を伺います。
ご意見ございませんか。

議 長

なければ、お諮りします。
議案第 30 号及び議案第 31 号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

委 員

<各委員> 異議なしの声

議 長

ご異議がないと認めます。

議案第 30 号「農用地利用集積計画の決定について」及び議案第 31 号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見審議について」は、原案のとおり承認いたしました。

次に、報告第 6 号「地目変更（畑地転換）届出の報告について」を議題といたします。事務局の報告をお願いします。

事務局

<説 明> 報告第 6 号「地目変更（畑地転換）届の報告について」、
今月 2 件、報告させていただきます。

届出者は坂井町宮領 ○○さん、場所は坂井町宮領、田、面積 500 m²です。

続いて、届出者は坂井町宮領 ○○さんです。場所は坂井町宮領、田、面積 1,200 m²です。この 2 筆を育苗施設整備のため畑地転換を行うものとして届出が出ていますことを報告させていただきます。
以上でございます。

議 長

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

(午後 3 時 2 2 分 議事終了)